

宿泊費に係る補助について

中体連の補助金では、食事代を補助することとしておらず、「食事付プラン」「朝食無料プラン」など、宿泊費に包含されている食事代についても同様に補助対象外となります。

旅費条例の改正により、「宿泊に伴う食事の有無」の確認が厳格化されたため、「素泊まりプラン」をご予約いただくか、食事付プラン等の場合は、食事相当額を差し引いた金額を補助することとなりますので、食事相当額を確認できる領収書・明細書等を添付願います。

※食事付プラン等の場合で、領収書・明細書により食事相当額を確認できない場合については、その旨を教育委員会にお知らせください。

【宿泊費の請求に係る提出書類】

必要書類	宿泊費が記載（食事が含まれているか否かを含む。）された領収書・明細書 ※領収書・明細書に、宿泊費及び食事代が記載されていない場合は、当該事項が記載された別の資料を添付。 （例：予約情報が記載されたメール、利用明細、パンフレット、宿泊施設のホームページ等。（画面のスクリーンショットも含む。））
------	--